

令和2年度高知市行財政運営方針

令和2年4月
総務部
財務部

1 基本方針

(1) 令和2年度予算編成

- 令和2年度は、「連携と絆で次代につなぐ高知市型共生社会を目指して」をテーマに、住民一人ひとりが共に支え合い地域の多様な主体がつながりを持ち、持続可能な開発目標（SDGs）の考えを踏まえ、誰一人取り残さない「高知市型共生社会の実現」に向けた予算を編成
- 各部局の協力により概算要求基準額は遵守されたものの、一般財源の不足額は65億円に達していたことから、一部の投資事業を先送りするとともに、国の補正予算等の有利な財源や財政調整基金等を活用することにより、高知市型共生社会の実現に向けた予算を確保

	元年度 a	2年度 b	増減 b-a	伸率
一般会計	148,000	147,556	-444	-0.30%
特別会計	94,502	95,005	503	0.53%
小計	242,502	242,561	59	0.02%
水道・公共下水道事業会計	30,494	31,647	1,153	3.78%
総計	272,996	274,208	1,212	0.44%
重複額	14,887	14,859	-28	-0.19%
純計	258,109	259,349	1,240	0.48%
	元年度 a	2年度 b	増減 b-a	伸率
人件費	21,353	24,646	3,293	15.42%
扶助費	52,393	51,317	-1,076	-2.05%
公債費	18,143	17,394	-749	-4.13%
その他消費	40,248	38,168	-2,080	-5.17%
消費計	132,137	131,525	-612	-0.46%
投資的経費	15,863	16,031	168	1.06%
総計	148,000	147,556	-444	-0.30%

(2) 令和2年度予算と財政状況

- 当初予算においては、総合計画第3次実施計画に登載した施策を推進するための予算は確保したものの、補正予算等も含めた年間の収支見通しでは9億円程度の財源不足が見込まれている。
- また、決算対策として使用できる令和2年度末の財政調整基金残高は、予算ベースでわずか1億6千万円にまで減少し、令和2年度においても厳しい財政運営が見込まれている。
- このような中、市税、地方交付税など一般財源の推移や第3次実施計画ベースでの投資の状況などに加えて、昨年度末の420億円の縁故債の借換効果や、会計年度任用職員制度導入の影響を踏まえた財政収支見通しを試算した結果、令和4年度までの5年間で、「高知市財政健全化プラン」の117億円の収支不足からすると64億円改善されたものの、依然として53億円程度の財源不足が見込まれている。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済への影響や今後の地方交付税の動向等が不透明であり、財源的には不確定要素を抱えた状況にある。
- 特に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市税や国保料等を含む幅広い歳入科目において、減免や徴収猶予などによる大幅な減収が想定されるなど、本市財政に重大な影響を及ぼすことが懸念される。
- ◎ 今後の厳しい財政収支見通しを踏まえ、平成30年度に策定した「高知市財政健全化プラン」の基本方針に基づき、予算を漫然と執行することなく、市民の求める真に必要なサービスを最少のコストで提供する観点から常に見直しを行い、計画的・効率的かつ適正な執行を徹底することが必要

(3) 令和2年度行財政運営の基本方針

- ① 「一連携と絆で次代につなぐ「高知市型共生社会」を目指して一」をテーマとして、誰一人取り残さない高知市型共生社会の実現に向けて、「高知市総合計画第3次実施計画」に登載された事業を着実に推進していくこととする。これらの事業の推進に際しては、総合計画において設定した成果指標の達成に向けて、PDCAサイクルを着実に推進しながら実効性のある事業展開を図っていく

こととする。

- ② 地域共生社会の実現に向け、第2期「高知市地域福祉活動推進計画」に基づく取組を着実に進める。

昨年度設置した「地域共生社会推進室」を中心に、庁内外の関係部署等との連携体制の構築を図るとともに、地域で課題を抱える人を孤立させず、早期に把握して適切な支援につなぐために、市内5つのモデル地区、28か所で設置した「ほおっちょけん相談窓口」の取組や、1月から運用を開始した地域の生活支援情報を地図上で見える化し、各分野の情報を一元的に提供する「高知くらしつなぐネット（愛称Lico ネット）」などに取り組み、地域住民の支え合いによる地域福祉の推進を図ることとする。

- ③ 施策の推進方針や重要業績指標を示した「高知市強靱化計画」に基づく「高知市強靱化アクションプラン」における施策の取組内容や重要業績指標の目標値を踏まえて具体的な事業に取り組むこととする。

南海トラフ地震対策の総仕上げに向けて、消防分団屯所の整備や住宅の耐震化促進等のハード対策、さらに自主防災組織の育成や避難行動要支援者対策のほか、守った命をつなぐ対策として、指定避難所への食糧や生活必需品、簡易トイレ等の備蓄などのソフト対策に全庁を挙げて取り組むこととする。

特に、高齢者や障害者などの避難時に配慮を要する方々の避難支援対策に重点的に取り組み、災害関連死ゼロを目指すため、避難所におけるトイレ環境対策として、マンホールトイレの整備を推進する。

- ④ 「高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に掲げる2060年の本市人口28万人の堅持に向け、「第2期高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）」の着実な実施を図ることとする。

取組3年目となる「れんけいこうち広域都市圏」関連事業の実施に際しては、県内市町村及び高知県との連携の下、圏域のけん引役として、積極的にリーダーシップを発揮していくこととする。

また、移住・定住の促進に向け、引き続き二段階移住の推進に努めるとともに、大都市圏に住む中高年齢者を対象にした本市への新しい人の流れを生み出す高知市版「生涯活躍のまち」の推進や、県外在住の若者世代を対象としたUIターン等を促進することとする。

観光振興については、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きいことから、国や県と連携した様々な経済対策に加え、一定の収束が見込まれる時点でのタイムリーな観光PRなど、県市連携の下で観光客誘致に取り組むこととする。

また、令和4年度の桂浜公園のリニューアルに向け、既存施設の取得等の取組を着実に進めることとする。

子育て支援については、子ども・子育て支援新制度を踏まえた「第2期高知市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」に基づき、保育所・認定こども園・幼稚園等での給付サービスや、保育所及び幼稚園等での同時入所第2子保育料の無償化、小学生以下の医療費無償化の継続に加えて、中学3年生までのインフルエンザ予防接種費用の一部助成により、子育て世帯の経済的負担の軽減をはじめ、将来の本市を担う子どもたちのための子育て支援・少子化対策等に積極的に取り組むこととする。

- ⑤ 「高知市財政健全化プラン」において、平成30年度から令和4年度までの5か年で見込まれた117億円の収支不足については、昨年度末の縁故債420億円の借換えなどにより、53億円まで縮小を図ることができたが、基金が年々減少するなど依然として厳しい状況が続いている。「高知市財政健全化プラン」に基づき、自主財源を中心とした歳入の確保とともに、徹底した歳出の削減に着実に取り組み、収支及び将来負担の健全化を図るために設定した目標値にも留意し、財政健全化に着実に取り組むこととする。

- ⑥ 国の内示等のタイミングなど、国や県の動向に十分留意し、時機を逸することなく工事発注等を行うこととする。

- ⑦ 南海トラフ地震対策など、国の動向に留意し、本市の財政に対する影響を把握し、必要に応じて補正予算を編成するなどの取組を的確に行うこととする。

- ⑧ 「高知市行政改革第3次実施計画（平成30年度～令和2年度）」に沿って、市民からの信頼性の向上及び一層の効率化を図るため、計画に登載した取組を各所管課で着実に推進することとする。
- ⑨ 職員が自らの能力を発揮し、意欲的に業務に従事することで、業務の質の向上や効率化につながることを踏まえ、職員が健康で生き活きと業務に従事できる職場づくりのための取組として、時間外勤務の縮減など、働き方改革を推進することが重要となっている。

本市ではこれまでも、時間内での業務遂行を基本とし、時間外勤務の縮減の取組を進めてきたところであるが、平成31年4月施行の改正労働基準法の趣旨を踏まえ、時間外勤務の上限規制について条例・規則の改正を行い、令和2年4月から施行しており、「時間外勤務の縮減に関する指針」に基づき、働き方改革を推進し、健康で活力のある職場づくりによる公務能率の向上に取り組むこととする。

2 高知市型共生社会実現への5つの基本政策

(1) 災害に強く命をつなぐ「あんしん」の高知市

懸念されている南海トラフ地震などの大災害から市民の「命を守り」、被災後の「復旧を早め」、命とまちを確実に「未来へつなぐ」ことのできる、あんしんの防災都市をつくる取組

- ・災害時要配慮者支援としての津波到達時間の早い沿岸部でモデル地区の取組
- ・災害関連死ゼロに向けた避難所環境対策としてのマンホールトイレ整備推進
- ・一般社団法人助けあいジャパンが行う災害派遣トイレネットワークプロジェクトに参加するための災害時用トイレトレーラーの購入
- ・避難路確保及び防犯安全性を確保するための老朽住宅除却の推進
- ・一ツ橋排水機場及び福井第二排水機場の整備及び下知ポンプ場改築による雨水排水対策の推進
- ・南海トラフ地震から市民の命を守るための住宅耐震化の推進
- ・送水幹線二重化によるバックアップ機能の強化

(2) 交通と社会環境を整備する「あんぜん」な高知市

次代に対応できる新たな交通ネットワークを確保しながら、まちのランドマークづくり、インフラ整備、バリアフリー化を積極的に進め、暮らしの利便性・快適性を重視した誰にもやさしい笑顔の都市をつくる取組

- ・愛宕町北久保線（愛宕町工区）をはじめとする街路整備事業の推進
- ・薊野大橋及びび月の瀬橋の耐震化や橋梁の長寿命化の推進
- ・旭駅周辺市街地整備の推進
- ・高齢ドライバーに対する安全運転サポート車購入補助の実施
- ・運転に不安を持つ高齢者の運転免許証返納を促進
- ・災害時の指定緊急避難場所としての沖田公園の整備
- ・地球温暖化対策地域推進実行計画の改訂
- ・御豊瀬分団屯所及び南部分団屯所の整備

(3) 子どもと高齢者・障がい者の健康を支援する「すこやか」な高知市

子育てへの安心と安全を中心に、医療を含めた子ども支援の拠点づくりと子育て・教育における環境整備に力を入れるとともに、高齢者や障がい者の皆さんの相談受け入れの窓口を拡げ、支援体制の行き届いた都市をつくる取組

- ・（仮称）東部子育て世代包括支援センターの開設
- ・（仮称）北部地域子育て支援センターの整備
- ・中学校卒業までの子どもを対象としたインフルエンザ予防接種費用の一部助成の実施
- ・学力向上アクティブプランの推進
- ・教育のICT化に向けたすべての普通教室への電子黒板整備及びGIGAスクール構想の推進
- ・各地域高齢者支援センターの再編・強化
- ・基幹相談支援センターを中心とした障がい者の相談や支援の充実

- ・生活支援相談センターやチャレンジ塾などの取組による生活困窮者支援対策の充実
- ・人権施策推進基本計画及びSOGI（多様な性自認・性的指向）ガイドライン策定の取組

(4) 観光とまちの活性を図る「にぎわい」の高知市

中心市街地の活性化を軸に据え、高知市全域の魅力を積極的に海外へ発信し、来訪する外国人観光客への新しい体験周遊ルートの設定をはじめ、果実、農産物、鮮魚など「食」のブランド化やフォローアップにつとめ、人が集まり滞在したくなる都市をつくる取組

- ・操業環境の悪化等による市内企業の転出防止に向けた（仮称）高知布師田団地整備の推進
- ・新図書館西敷地の利活用事業の推進
- ・中心市街地都市公園整備の推進として、丸ノ内緑地及び藤並公園の再整備を実施
- ・既存施設のリノベーションによる桂浜公園の再整備
- ・観光案内所の運営や大型客船寄港誘致の推進などによるインバウンド観光の推進
- ・消波ブロックの据付等による春野漁港の機能強化対策
- ・土佐山平石地区への中山間地域活性化住宅の整備
- ・仁ノ地区排水対策の推進

(5) 地域社会と市民生活のうるおいを「共につくる」高知市

さまざまな機関やサービスが連携し合いながら、都市機能の利便性を高め、“温もりと共生のまち”を目標に官と民、人と人が寄り添い、生涯を支え合って楽しく長くすごすことができる「共生社会のシステムづくり」を急ぐ取組

- ・旭地区の拠点施設であり老朽化が進む木村会館の耐震補強整備の推進
- ・地域コミュニティ再構築としての地域内連携協議会の運営及び活動補助の実施
- ・自主防災組織の育成及び活動活性化に向けた取組の推進
- ・防災人づくり塾開催等による地域の防災活動を担う人材育成
- ・人と動物の調和の取れた共生社会実現に向けた動物愛護啓発シンポジウムの開催
- ・移住・定住の促進に向けた若者世代へのアプローチ強化及び高知への訪問機会創出等の取組の推進
- ・れんけいこうち広域都市圏事業における首都圏等への見本市出展やバイヤーを招聘した商談会継続等の推進

3 重点事項

(1) 重点施策

○総合計画の施策の大綱で掲げた六つの環

【共生の環】

- ・森林環境譲与税を活用した森林整備及びその促進
- ・初月地区の浸水被害の軽減を図る補完ポンプ整備及び下知水再生センター管理棟電気設備の更新
- ・施設の延命化に向けた清掃工場長寿命化整備事業の推進
- ・東部環境センターの長寿命化整備
- ・一宮市民会館等複合施設整備及び一宮老人福祉センター長寿命化整備の推進
- ・人権施策推進基本計画策定及びSOGIガイドライン策定の取組
- ・津波防災対策（津波避難ビル資機材整備等）及び被難所環境対策（災害用トイレ購入等）の推進
- ・災害時用トイレトレーラー購入による一般社団法人助けあいジャパンが行う災害派遣トイレネットワークプロジェクトへの参加

【安心の環】

- ・地域包括支援センターの再編及び強化の取組
- ・木村会館耐震補強整備の推進
- ・生活困窮者自立支援法に基づく包括的かつ伴走型の支援策の展開
- ・第8期高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた取組

【育みの環】

- ・産後の初期段階における母子に対する支援を強化するために創設した産婦健診事業の推進
- ・中学生までを対象としたインフルエンザ予防接種費用の助成の実施
- ・(仮称) 東部子育て世代包括支援センターの開設
- ・施設の耐震化に向けた秦中央保育園の改築推進
- ・民営保育所保育士の業務負担の軽減等を目的とした民営保育所保育補助者雇上事業補助の実施
- ・学力向上アクティブプランの着実な推進
- ・特別支援教育スーパーバイザーの派遣等による特別支援教育の充実
- ・スクールカウンセラーの配置等による教育相談機能の充実
- ・トイレの洋式化・乾式化やブロック塀改修等の小中学校等の施設整備を推進
- ・すべての普通教室への電子黒板整備及びG I G Aスクール構想の推進
- ・文化プラザ長寿命化整備構想の検討

【地産の環】

- ・春野町仁ノ地区の湛水被害軽減に向けた排水対策の取組
- ・春野漁港の防波堤の補強等による機能強化及び機能保全計画の策定
- ・(仮称) 高知布師田団地整備の推進
- ・既存施設のリノベーションによる桂浜公園再整備の推進

【まちの環】

- ・旭駅周辺地区の整備促進
- ・土佐山平石地区への子育て世代等を対象とした中山間地域活性化住宅の整備
- ・第二期「高知市中心市街地活性化基本計画」に掲げた施策・事業の着実な推進
- ・新図書館西敷地利活用事業の推進
- ・災害等拠点施設の輸送路確保等に向けた高知駅秦南町線街路の整備促進
- ・愛宕町北久保線(愛宕町工区)をはじめとする3街路の整備促進
- ・安全運転サポート車普及促進及び運転免許証返納促進の取組
- ・丸ノ内緑地及び藤並公園の再整備の推進
- ・送水幹線二重化の整備促進
- ・住宅の耐震化対策の促進
- ・災害関連死を防ぐための避難所環境対策としてマンホールトイレ整備に着手
- ・一ツ橋排水機場及び福井第二排水機場の整備等による雨水排水対策の推進
- ・御豊瀬分団屯所及び南部分団屯所の移転新築に向けた取組の実施
- ・消防対策本部の機能強化に向けた災害時オペレーションシステムの導入
- ・移動系防災行政無線のデジタル化の推進

【自立の環】

- ・長浜・御豊瀬・浦戸地域振興計画の推進
- ・人員配置の適正化推進に向けた業務量調査分析の実施
- ・若者世代を対象としたU I ターン等支援事業補助の実施

(2) 信頼される市政の確立

- 組織改革, 人事制度改革, 職員の意識改革への徹底した取組
 - ・組織マネジメントの向上を図り, 組織内目標の達成に向けた取組
 - ・行政課題の解消に向けた組織間の連携
 - ・新たな人材育成基本方針に基づく組織力の向上
 - ・職員提案制度による職員の意識改革及びさらなる業務効率化に向けた取組
 - ・人事考課制度による職員の能力向上
 - ・正職員, 臨時職員ともに, 全職員の倫理意識の徹底による不祥事の防止
 - ・接遇研修や各部局毎の接遇リーダーを中心とした接遇好感度向上への取組
- 定期監査及び包括外部監査における指摘事項等を踏まえた適正な事務処理の徹底

- 公金の取扱いに関する指針等に基づく継続的かつ適切な点検の実施による資金等の管理の徹底
- 不祥事の防止につなげる様々な改善策の徹底
- 不当要求行為に対する組織としての毅然とした対応の徹底
- 文書管理規程に沿った適正な文書事務の実施
- 個人情報保護、情報管理の徹底と情報セキュリティポリシーに基づく適正な運用の徹底
- 指定管理者選定手続ガイドライン及び業務評価指針に基づく適切な対応
- 高知市公共調達条例の規定に基づく入札・契約事務の適正な執行
 - ・ 条例該当契約及び協定に係る事務（対象労働者への周知、労務台帳の作成・提出等）の徹底
 - ・ 入札・契約手続における競争性、公平性、公正性及び透明性の確保・向上
 - ・ 契約の目的に応じた適切かつ適正な仕様の作成及び予定価格の設定
 - ・ 調達する物やサービスの品質と適正な履行の確保
 - ・ 公正労働基準の確保や地域経済の発展等の社会的価値への配慮
- 毎月5日の「交通安全を確認する日」の徹底等、庁内における交通安全対策の推進
- 計画・方針・事業などの進行管理の徹底
- 業務量調査によるコア業務等の整理分析を基に新定数管理計画を策定

(3) 収支動向・予算執行管理等の適正化

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済への影響や、市税及び国保料等の減免、徴収猶予による歳入の動向の注視
- 地方交付税等、地方財政対策や経済対策など、国・県の動向への留意
- 国・県補助負担金の要望・申請の遺漏等による歳入欠陥や過年度払の発生防止の徹底
- 流用等予算執行に係る事前協議の徹底

(4) 事業実施に当たっての留意事項

(まちづくり方針・事業計画等)

- 総合計画第3次実施計画の着実な実施
- 総合戦略の着実な推進
- 強靱化計画・強靱化アクションプランの推進
- 財政健全化プランの推進
- 南海トラフ地震対策業務継続計画の推進
- 地域アクションプランへの対応
- 新市まちづくり計画の着実な実施
- 過疎自立促進計画の着実な実施
- 子ども・子育て支援事業計画の着実な実施
- 地域福祉活動推進計画の推進
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の着実な実施
- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の着実な実施
- 公共施設における再生可能エネルギー及び省エネルギー設備導入に関する指針への対応
- 高知市PPP／PFI優先的検討規程に基づく事業実施手法の適切な選択
- 女性の視点の活用
- 市民参画・協働によるまちづくり
- ユニバーサルデザインの視点
- 地産地消・地場産品の使用
- 観光振興計画の推進
- 桂浜公園整備基本計画の推進
- 都市計画マスタープラン（地域別構想）の活用
- 公共施設再配置計画及び長期保全計画の推進
- 人権尊重のまちづくり条例の推進（人権施策推進基本計画及びSOGIガイドラインの策定）

(行政事務等)

- 部局内ミーティングの徹底
- 関連部局との調整
- 公平・公正・透明性の確保
- 説明責任と住民対応
- 行政手続法・条例の適切な運用
- 行政不服審査法・条例の適切な運用
- パブリックコメントへの対応
- 事業の進行状況の適切な報告
- 県との連携調整
- 事務事業見直しの着実な実施
- キャッチボール型広聴広報の推進

4 予算執行に関する基本方針

(1) 歳入に関する事項

○ 全般

- ・歳入の早期確保と未収金の解消に努める。市税等賦課客体を正確に捕捉するとともに、徴収率向上に努め、市民負担の公平を期する。
- ・繰越調定の遺漏や、過年度で調定収入することのないよう適正を期する。
- ・土地の分割や随意契約などの手法も取り入れて未利用地の貸付けや売払い、広告収入の確保を積極的に進める。
- ・クラウド・ファンディングの手法等による新たな収入を確保する。
- ・債権管理条例に基づき、債権管理室との連携の下、一層の市債権の管理・回収の適正化を図る。

○ 使用料・手数料等

- ・法令、制度で定められている基準、他都市での負担の実態等を把握し、原価と受益者負担及び公共負担との関係を明らかにし、適正な受益者負担の基準を設定するとともに、捕捉漏れのないように、適正な収入を確保する。

○ 国・県支出金

- ・制度改正等情報収集に努めるとともに、要望、申請、変更申請等の手続について、時機を失したり遺漏することのないよう留意する。また、過少申請等により本来の補助金額の交付が受けられなくなるような事態とならないよう留意する。

○ 財産収入

- ・広告収入の確保や定期借地権を利用するなど、財産貸付基準の見直し等により新たな財源の確保を図るとともに、財産の貸付についても、必要に応じて入札の導入等歳入増への取組を推進する。
- ・売り払い可能財産については、広報紙やホームページ等を利用した入札の周知に努めるほか、インターネットオークション等を活用し、積極的な売払いを推進する。

○ 市債

- ・実質公債費比率や将来負担比率改善に向けて、財政健全化プランにおいて設定した数値目標に基づき、発行抑制に努めるとともに、プライマリーバランスに留意し、将来世代への多大な負担とならないよう影響を最小限にとどめる。

(2) 歳出に関する事項

○ 業務の適正な執行

- ・年間業務工程の把握と目標管理による業務進行の適正化を図る。
- ・本来工事で執行すべきものを意図的に分割して修繕費や手数料で執行しないよう留意する。
- ・国の補正予算を積極的に活用し、令和元年度に公共事業を一部前倒したことを受け、早期発注に留意するとともに、真にやむを得ないものを除き、事業費の翌年度への繰越は慎む。
- ・工事、役務、物件等の調達に当たっては、入札・契約制度基本方針及び高知市公共調達条例の理念に基づき、契約手続における競争性、公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、社会的価値の実現や、市民の福祉の向上及び経済の健全な発展に配慮した公共調達に努める。また、調査・設計業務等も含めた全工程の計画的な実施や、工事に係る積算の前倒し等を行うことにより、可能な限り発注・施工時期の平準化を図る。
- ・入札・契約手続の公正性を害する行為（入札情報の漏洩、談合行為及び働きかけ等）に対しては厳正に対処する。
- ・支払手続に際しては、検収書類等の精査について厳正に対処する。
- ・委託業務や工事などの仕様書・設計書等の作成に際して、資材・労務単価の上昇を適正に反映させる。また、建物清掃業務等予定価格の積算基準が統一されている業務においては、当該基準に基づいた確かな価格の設定を行う。
- ・障害者の社会参加や高齢者の就業支援、防災関連事業における企業の取組を促す観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を適用した随意契約による調達に当たっても、

十分に考慮する。

- ・予算を漫然と執行するのではなく、事業目標を達成しつつも、効率的かつ最小限の支出とする。

○ **食糧費**

- ・懇談会等への食糧費の支出は、懇談会支出台帳を各課で整備し、情報公開センターに回付して、公開する。
- ・予算に計上していないものや、予算執行方針の運用基準に該当しないものについては、財政課と事前協議を行う。

○ **補助金・負担金**

- ・交付に際しては、補助金等交付基準に基づき、補助の目的、効果などを勘案し交付決定を行うとともに、補助対象外経費が含まれていないことを確認する。
- ・補助効果を検証するとともに、業務内容を精査し、必要な見直しは積極的に行う。